

## LPガス供給契約時に、消費者の方に確認していただきたい6つのポイント

(契約の際に事業者から交付されます書面(液石法第14条書面)について、次の点、確認をお願いいたします)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスの取引を適正化するため、液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、法第14条に規定する事項を記載した書面(以下、「液石法第14条書面」)を一般消費者等に交付しなければならないとされています。

特に、料金の透明化を図るために、次表左欄の「質問」に対する次表右欄の「説明」にあたる内容を、液石法第14条書面に記載することとされています。

この確認を見落とされた場合、**後日、思わぬトラブルに発展**することも考えられますので、一般消費者等の皆様におかれましても、**契約の際に、次表のポイントを確認**いただき、LPガスをご利用いただけますようお願いいたします。

確認(質問) いただきたいポイント	液石法第14条書面の記載例(説明例) ※記載内容は液化石油ガス販売事業者によって異なります
<b>【ポイント1】</b> LPガス料金(価格)の算定方法、算定の基礎となる項目を、教えてください (規則第13条第5号)	<b>1. LPガス料金の算定方法及び算定の基礎となる項目</b> 毎月のLPガス料金は、基本料金と従量料金などの合計で計算されます。 LPガス料金=基本料金+従量料金+原料費調整額(調整がある場合)+設備使用料(販売店所有の消費設備、機器等がある場合) 請求金額(お支払いいただく金額)は、LPガス料金と消費税の合計となります。
<b>【ポイント2】</b> 算定の基礎となる項目の内容を、教えてください (規則第13条第5号)	<b>2. 料金算定の基礎となる項目</b> <b>○「基本料金」</b> LPガスのご使用量に関係なく発生する経費を一律にいただく料金で、LPガス容器、ガスメーター、調整器、高圧ホース等の供給設備や法定点検調査、LPガス保険料、検針費等の固定管理費等が含まれます。基本料金は、LPガス料金表で確認ください。 <b>○「従量料金」</b> LPガスのご使用量に応じて発生する経費をご使用量に応じていただく料金で、ガス原料費、ガス配送費、管理費等変動的経費等が含まれます。従量料金は、LPガス料金表で確認ください。 <b>○「原料費調整額」</b> LPガスの価格は、ガス原料価格や為替の変動により毎月変わります。そのため、その変動に応じて従量料金を一定期間ごとに調整するものです。 <b>○「設備使用料」</b> 当販売店所有の消費設備、機器等をご利用いただいている場合は、設備使用料が別途加算されることがあります。 当販売店所有の消費設備、機器等及び設備使用料については、○○で確認ください。
<b>【ポイント3】</b> 消費設備や供給設備の所有者を、教えてください そもそも消費設備、供給設備とは、何でしょうか、教えてください (規則第13条第6号)	<b>3. 供給設備の所有関係</b> <b>【例1】</b> 供給設備は、お客様のところに設置したLPガス容器からガスメーターの出口までを指します。供給設備は、当販売店の所有となります。 <b>【例2】</b> 供給設備は、お客様のところに設置したLPガス容器からガスメーターの出口までを指します。供給設備の所有関係は、別表「供給設備の所有関係一覧表」に記載されています。 <b>4. 消費設備の所有関係</b> <b>【例1】</b> 消費設備は、お客様のところに設置されているガスメーターの出口から燃焼機器までを指します。消費設備は、お客様の所有となります。 <b>【例2】</b>

	<p>消費設備は、お客様のところに設置されているガスメーターの出口から燃焼機器までを指します。消費設備の所有関係は、別表「消費設備の所有関係一覧表」に記載されています。</p>
<p><b>【ポイント4】</b>  供給設備及び消費設備を、設置、変更、修繕及び撤去する場合の費用の負担方法を、教えてください  私はどのような場合に負担するのでしょうか？  (規則第13条第7号)</p>	<p><b>5. 供給設備の設置、変更、修繕及び撤去する場合の費用の負担の方法</b>  供給設備は、当社が所有していますので、設置、変更、修繕及び撤去する場合の費用は、原則として当社が負担します。  ただし、お客様のご都合(※)により、設置、変更、交換、修理、撤去等を行う場合、その費用は、お客様負担とさせていただきます。</p> <p>(※) 【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台所、浴室の場所を変えたいので、供給設備の位置も変更・設置してほしい。</li> <li>・住居を店舗兼住居に変えたいので、供給設備の規模を変更・設置してほしい。</li> <li>・物をぶつけて供給設備を壊してしまったため、供給設備を交換・修理してほしい。</li> <li>・オール電化住宅にしたいので、供給設備を撤去してほしい。</li> </ul>
	<p><b>6. 消費設備の設置、変更、修繕及び撤去する場合の費用の負担の方法</b>  <b>【例1】</b>  消費設備は、お客様が所有されていますので、設置、変更、修繕及び撤去する場合の費用は、お客様の負担となります。</p> <p><b>【例2】</b> (LPガス販売事業者が所有する場合)  消費設備は、当社が所有していますので、設置、変更、修繕及び撤去する場合の費用は、原則として当社が負担します。  ただし、お客様のご都合(※)により、設置、変更、交換、修理、撤去等を行う場合、その費用は、お客様負担とさせていただきます。</p>
<p><b>【ポイント5】</b>  販売事業者所有の消費設備を利用する場合、支払うべき費用及び徴収方法を、教えてください  使用料が「0円」ということですが、本当でしょうか？基本料金や従量料金に含まれていないでしょうか？  (規則第13条第8号)</p>	<p><b>7. 当販売店が所有する消費設備を利用される場合の設備使用料及び請求方法</b>  <b>【例1】</b>  当販売店が所有する消費設備を利用される場合の設備使用料は、消費設備ごとの耐用年数に基づき算出された額(※)の合計となり、毎月の料金請求の際に請求させていただきます。詳細は別紙「〇〇」で確認ください。</p> <p>(※) 設備使用料 = (設置時費用 × 償却率) ÷ 12  償却率は、設備の耐用年数によって異なります。</p> <p><b>【例2】</b>  当販売店が所有する消費設備については、解約時に、定額法による正当な時価相当額でお客様に買取り清算していただきます。  定額法による時価相当額の計算方法は、以下のとおりとなります。</p> <p>時価相当額 = 設置時費用 - [(設置時費用 × 償却率) × 経過月数 ÷ 12]  償却率は、設備の耐用年数によって異なります。</p> <p><b>【例3】</b>  当販売店が所有する消費設備を利用される場合の設備使用料は、いただきません(「0円」となります)。</p>
<p><b>【ポイント6】</b>  販売契約解除時の販売事業者所有の消費設備(配管)の精算額の計算方法を、教えてください  精算額の計算に必要な設置時費用、耐用年数を、教えてください  (規則第13条第9号)</p>	<p><b>8. 契約解除時の消費設備(配管)の精算額の計算方法</b>  当販売店が所有する消費設備(配管)については、解約時に、定額法による正当な時価相当額でお客様に買取り清算していただきます。  定額法による時価相当額の計算方法は、以下のとおりとなります。</p> <p>時価相当額 = 設置時費用 - [(設置時費用 × 償却率) × 経過月数 ÷ 12]  償却率は、1/15(耐用年数15年)を採用いたします。</p>